

防水材料の総合的品質の向上と防水技術の発展に貢献します



伸張性片面粘着防水テープ

JWMA - A02 : 2023⁰⁰

2023年12月20日 制定

一般社団法人 日本防水材料協会

アスファルト防水部会

目次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 種類	1
4. 品質	2
4.1 品質	2
4.2 寸法及び単位面積質量の表示値に対する許容値	3
4.3 外観	3
5. 試験	3
5.1 試験の一般条件	3
5.2 寸法の測定	5
5.3 製品の単位面積質量	5
5.4 外観	5
5.5 引張応力緩和試験	5
5.6 せん断接着力	7
5.7 耐熱性試験	8
5.8 防水性	9
6. 検査	10
解説	解1

伸張性片面粘着防水テープ

1. **適用範囲** この規格は窓台両端部の三面交点や、手すり壁・パラペットの先端部のコーナー部や壁当たり部の三面交点、貫通パイプ回り、屋根下葺材の三面交点等の防水処理に用いる伸張性片面粘着防水テープ（以下伸張性テープという。）の品質について規定する。

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JISA 6112 住宅用両面粘着防水テープ
- JISA 6021 建築用塗膜防水材
- JIS B 7512 鋼製巻尺
- JIS B 7522 繊維製巻尺
- JIS B 7721 引張試験機
- JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方
- JIS K 6263 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－応力緩和の求め方
- JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方
- JIS Z 0237 粘着テープ・粘着シート試験方法
- JIS Z 8401 数値の丸め方
- JIS Z 8703 試験場所の標準状態
- JWMA-A01 先張り防水シート及び鞆掛けシート

3. **種類** 種類は、表1のとおりとする。

表1 種類

名称	用途	材料構成
伸張性片面粘着防水テープ	窓台両端部の三面交点や、手すり壁・パラペットの先端部のコーナー部や壁当たり部の三面交点、貫通パイプ回り、屋根下葺材の三面交点等の防水処理	伸張性のある基材にゴム系粘着材等を塗布し、粘着面の反対側は非粘着処理をしたもの。

4. 品質

4.1 品質

品質は、5. によって試験を行い、表2の規定に適合しなければならない。

表2 品質

試験項目			規定	適用試験箇条
製品の長さ m			受渡当事者間の協定による	5.2
製品の幅 mm				
製品の単位面積質量 g/m ²				5.3
引張応力緩和試験 N/cm	5°C		伸張後の減衰を確認すること	5.5
	23°C			
	60°C			
せん断接着力 N/cm	5°C	SUS 研磨板	せん断接着力が、引張応力緩和試験の最大点応力から5分後の引張応力に対して200%以上であること	5.6
		先張り防水シート		
	23°C	SUS 研磨板		
		先張り防水シート		
	60°C	SUS 研磨板		
		先張り防水シート		
耐熱性試験	70°C× 2時間	SUS 研磨板	粘着材のずれ：5mm以下 その他発泡、しみ出し等がないこと	5.7
防水性	23°C	先張り防水シート	漏水がないこと	5.8

4.2 寸法及び単位面積質量の表示値に対する許容差

寸法及び単位面積質量の表示値に対する許容差は表3による。

表3 寸法及び単位面積質量の表示値に対する許容差

長さ	幅	単位面積質量
プラス側は規定しない。 マイナス側は認めない。	プラス側は規定しない。 マイナス側は1.0%まで認める。	プラス側は規定しない。 マイナス側は認めない。

4.3. 外観 外観は、5.4によって試験を行い、次の規定に適合しなければならない。

- a) 著しいわん曲、起伏、裂けた箇所、折れしわ及び貫通した穴がないこと。ただし、表面被覆材等に細かい起伏があっても差し支えない。

5. 試験

5.1 試験の一般条件 試験の一般条件は、次による。

5.1.1 試験場所の温湿度条件並びに試験片の養生条件

- a) 寸法の測定、外観及び製品の単位面積質量の測定の温湿度条件は、JIS Z 8703に規定する20°C15級、65%20級 [20±15°C, 65±20%] とする。
- b) a) 以外の試験の温湿度条件は、特に指定がない限り、JIS Z 8703に規定する20°C2級、65%20級 [20±2°C, 65±20%] とする。
- c) 試料及び試験片の養生時間は、特に指定のない限り、試験前1時間以上とする。

5.1.2 試験片の作製

- a) 試験片の寸法及び個数は、表4による。

表4 試験片の寸法及び個数

試験項目		試験片の記号	試験片の寸法 (長手方向×幅方向) mm	個数
引張応力緩和	長手方向	A	JIS K 6251 に規定するダンベル状3号形	3
せん断接着力	長手方向	B	100×25	3
耐熱性試験		C	80×40	3
防水性	長手方向	D	115×50	3

- b) 試験片の形状及び採り方の例を、図1に示す。

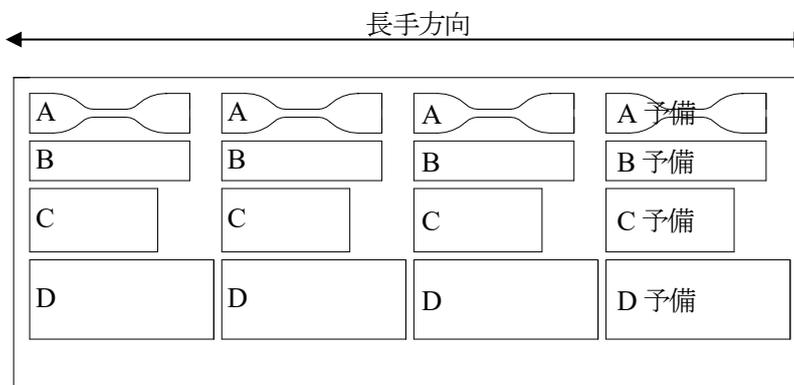


図1 試験片の形状及び採り方 (例)

5.1.3 数値の丸め方 測定値・計算値を丸める場合の数値の丸め方は、**JIS Z 8401**による。

5.2 寸法の測定 寸法の測定は、**JIS B 7512** 鋼製巻尺または**JIS B 7522** 繊維製巻尺に規定される1級の巻き尺を用いて次による。

5.2.1 長さ 長さは、平面に広げた全長の最短部を0.01mの単位まで測定する。1巻中に切断箇所がある場合は、それぞれの最短部分の長さを同様に測定し、その和から0.15m減じた長さを1巻の長さとする。

5.2.2 幅 幅は、長手方向の両端付近及び中央付近の3か所において1mmの単位まで測定し、測定値の平均値で示す。

5.3 製品の単位面積質量 製品の単位面積質量は、伸張性テープの端部から約1mを除き、これから全幅にわたって長さ約1.8mの試料を長手方向に直角に切り取る。計量器の都合で約1.8mの試料を一度に量ることが出来ない場合には図1の試験片の採り方に支障のないように、試料を2分割にしてもよい。その試料の長さ及び幅の3か所を1mmの単位まで測定し、これらの平均値から面積を求めた後、その質量を1gの単位まで量り、次の式(1)によって算出する。

$$M = \frac{m}{A} \quad \dots \dots \dots (1)$$

ここに、 M : 製品の単位面積質量 (g/m²)
 m : 試料の質量 (g)
 A : 試料の面積 (m²)

5.4 外観 外観は、伸張性片面粘着防水テープを平面に広げ、目視によって調べる。

5.5 引張応力緩和試験

5.5.1 試験機器 試験機器は、次による。

a) **引張試験機** 引張試験機は、試験片を一定速度で引っ張り、荷重及び変位が自動記録でき、設定温度に対して±2°Cで温度調節ができる恒温槽を備えたものとする。引張速度は、500mm/minに調節でき、試験片の標線間距離の8倍以上引っ張れるものとする。

b) **加熱恒温器** 加熱恒温器は、JIS K 6257 の4.2[強制循環形熱老化試験機(横風式)]、4.3[強制循環形熱老化試験機(縦風式)]、又はこれに準じる装置で、設定温度に対して±3°Cに調節できるものとする。

c) **試験片** この試験に用いる試験片は、表4による。また試験片の標線付けは、JIS K 6251による。

5.5.2 試験条件 この試験は、ダンベル状試験片に所定の温度で引張変形を与え、規定時間その状態を維持した時の引張強さを求める。

a) **温度条件** 試験は、次に示す温度条件で行う。

- i) 温度 5°C±2°C
- ii) 温度 23°C±2°C, 相対湿度(50±10)%
- iii) 温度 60°C±2°C

b) **引張変形** 試験片の引張変形は、測定治具のつかみ間から求め、(50±15)%とする。

c) **引張変形の保持時間** 引張変形時間は5分間とする。

5.5.3 試験方法 試験片を所定の温度条件に調整し1時間以上静置後、5.5.1に規定した引張試験機につかみ間隔が60mmになるように取り付ける。なお試験片を引張試験機のつかみ具に取り付ける際にたわみを生じた場合は、これを除去する。

その後、速度500mm/minで標線間が(50±15)%になるまで引っ張り、その時の最大荷重(P_m)を測定する。同温度下でその伸びを1%以内に5分間保持し、5分経過後の引張強度を測定し記録する。

引張強さは次の式(2)によって算出し、試験片3個の平均値で表す。

$$T_o = \frac{P_m}{W} \dots \dots \dots (2)$$

ここに、 T_o : 引張強さ (N/cm)

P_m : 最大荷重 (N)

W : 試験片の幅 (cm)

引張応力緩和は、次の式(3)によって計算する。

$$R(t) = \frac{T_o - T(t)}{T_o} \times 100 \dots \dots \dots (3)$$

ここに、 $R(t)$: t時間後の引張応力緩和 (%)

T_o : 初期引張強さ (N/cm)

$T(t)$: t時間後の引張強さ (N/cm)

5.6 せん断接着力試験

5.6.1 試験機器

- a) **引張試験機** 引張試験機は 5.5.1 a) による。
- b) **圧着装置** 圧着装置は JIS Z 0237 に規定する圧着装置とする。
- c) **加熱恒温器** 加熱恒温器は、JIS K 6257 の 4.2[強制循環形熱老化試験機（横風式）]、4.3[強制循環形熱老化試験機（縦風式）]、又はこれに準じる装置で、設定温度に対して $\pm 3^{\circ}\text{C}$ に調節できるものとする。

5.6.2 試験板及び被着体

- a) **SUS 研磨板** SUS 研磨板は、JIS Z 0237 に規定する試験板による。試験板の寸法は、厚さ 0.3 mm 以上、幅約 50 mm、長さ約 125 mm とする。ただし汚れ、変色又は多数のスクラッチきずが見られるものは用いてはならない。
- b) **先張り防水シート** 先張り防水シートは、日本防水材料協会規格「先張り防水シート及び鞅掛けシート」JWMA-A01 に規定する先張り防水シートを用い、選定は受渡当事者間の協定とする。また、伸張性片面粘着防水テープとの貼合せ面は、被着体の表面とする。被着体の寸法は、幅約 50 mm、長さ約 125 mm とする。また、先張り防水シートに合板や SUS 板などを裏面に張り付けて補強しても良い。なお被着体の洗浄は、乾いた布などで軽く拭き、表面の付着物を除去する。

5.6.3 試験板及び被着体の洗浄方法

- a) **SUS 研磨板** SUS 研磨版の洗浄方法は、JIS A 6112 による。
- b) **先張り防水シート** 先張り防水シートの洗浄方法は、表面のごみや付着物がなくなるまで乾いた布などで拭く。

5.6.4 試験条件

- a) **温度条件** 試験は、次に示す温度条件で行う。
 - i) 温度 $5^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$
 - ii) 温度 $23^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度(50 \pm 10)%
 - iii) 温度 $60^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$

5.6.5 試験手順

- 1) 伸張性テープ、試験板、被着体及び圧着装置を各温度下で試験体作成前 60 分以上静置する。
ただし、試験温度 60°C の場合は 23°C で貼合わせた後に 60°C で 60 分以上静置する。
- 2) 試験板または被着体に伸張性テープの剥離紙をはがし速やかに貼付け、次に 5.6.1 b) で規定する圧着装置を約 5mm/sec の速さで 1 往復させて圧着し、試験体とする。試験体は 3 個とする。
貼り合わせ面積は図 2 に示すように 25mm \times 25mm とする。

なお、伸張性テープは伸張性が特長であるため、そのままではせん断力を測定できない。そのため合板やSUS板など剛性のある材料で補強する必要がある。また被着体である先張り防水シートも同様に補強をする必要がある。

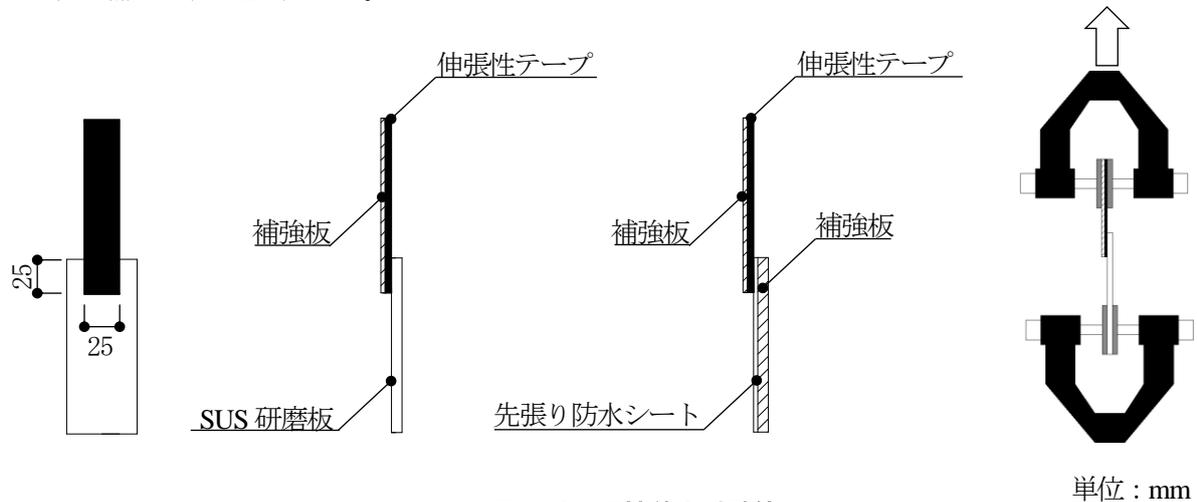


図2 せん断接着力試験体

5.6.6 試験方法 試験体の幅は、接合部の3か所を0.1mm単位まで測定し、その平均値とする。つかみ間隔が100mmになるように試験体を引張試験機に取り付け、速度100mm/minで粘着層のせん断力を測定する。せん断粘着力は、次の式(4)によって算出し、試験体3個の平均値で表す。

$$S = \frac{P_s}{W} \dots \dots \dots (4)$$

ここに、 S ：せん断接着力 (N/cm)

P_s ：最大荷重 (N)

W ：試験片の幅 (cm)

せん断接着力と引張強さの比は次の式(5)より算出する。

$$R = \frac{S}{T_5} \times 100 \dots \dots \dots (5)$$

ここに、 R ：せん断接着力と5分後の引張強さの比

S ：せん断接着力 (N/cm)

T_5 ：5分後の引張強さ (N/cm)

5.7 耐熱性試験

5.7.1 試験機器 試験機器は、5.5.1 b) の加熱恒温器による。

5.7.2 被着体 被着体は5.6.2 a) に規定する SUS 研磨板で幅 50mm±0.5mm、長さ約 125mm とする。

5.7.3 試験方法

- 1) 被着体に幅 40mm±0.5mm、長さ 80mm±0.5mm の伸張性テープの剥離紙をはがし速やかに貼付け、次に5.6.1 b)で規定する圧着装置を約 5mm/sec の速さで 1 往復させて圧着し、試験体とする。
- 2) 圧着後、70°C±3°Cに設定に 2 時間垂直に静置する
- 3) その後取り出して、試験体に発泡、しみ出しといった外観の異常がないかを確認後、ずれた距離をミリメートル単位で測定する。試験体数は 3 体とし、その平均値を算出する。

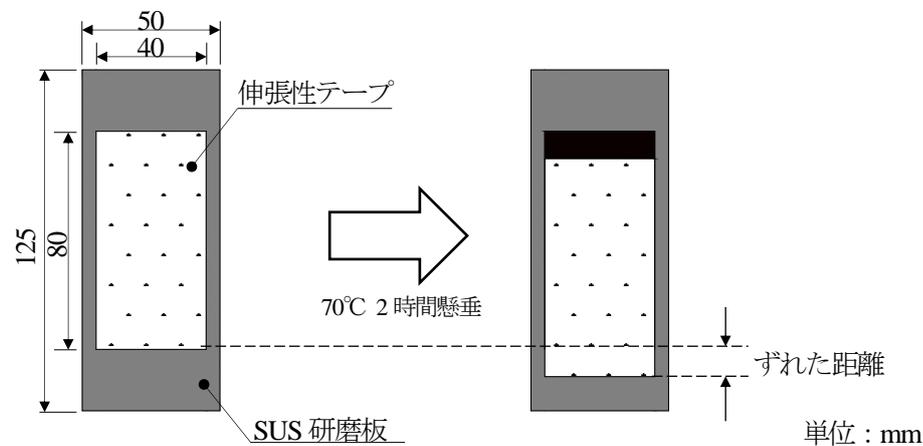


図3 耐熱性試験体及び測定方法

5.8 防水性

5.8.1 被着体 被着体は JWMA-A01 に規定する先張り防水シートとする。

5.8.2 試験体作製方法

- 1) 長さ 150mm×幅 100mm の耐水合板 (厚さ ; 12mm) の上に長手方向 150mm×幅方向 100mm の被着体を置き、試験片がずれないように長手方向の両端にステーブル釘等で仮固定する。
- 2) 次に長手方向 115mm×幅方向 50mm に切断した伸張テープの両端に、両端からそれぞれ長手方向 25mm の箇所に標線を記入する。ここをつかみ代とし粘着面のブロッキング防止処置を施す。
- 3) つかみ代を持ち、非つかみ代部分 (長手方向 65mm×幅方向 50mm) の長手方向を約 150% (長手方向 100mm) 伸ばして被着体上に貼付ける。
- 4) 貼り付け後は十分圧着し、伸ばした部分が戻らないように適切な処置をする。

5.8.3 試験方法

- 1) 23°C±2°C、相対湿度(50±10)%の環境下で、被着体と試験片にまたがるように内径 30~40mm の塩ビパイプ等を立て周囲をシールする。シール硬化後、水にインクを適量加えて攪拌したものを 30mm

の水頭までパイプ内に入れる。24時間静置後、水を取り除き、更に24時間静置し、被着体と試験片の間に水の侵入がないか確認する。試験体数は3体とする。

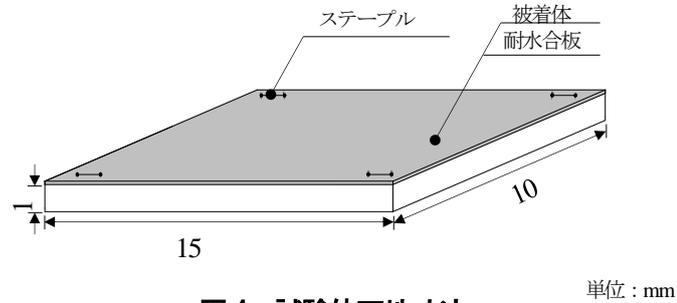


図4 試験体下地寸法

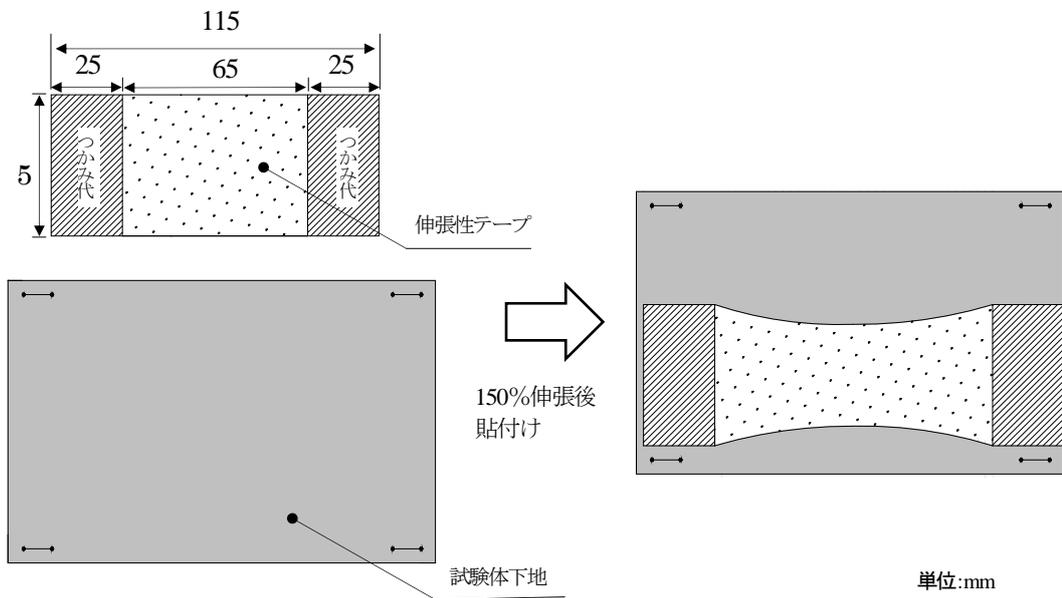


図5 試験体作製の仕方

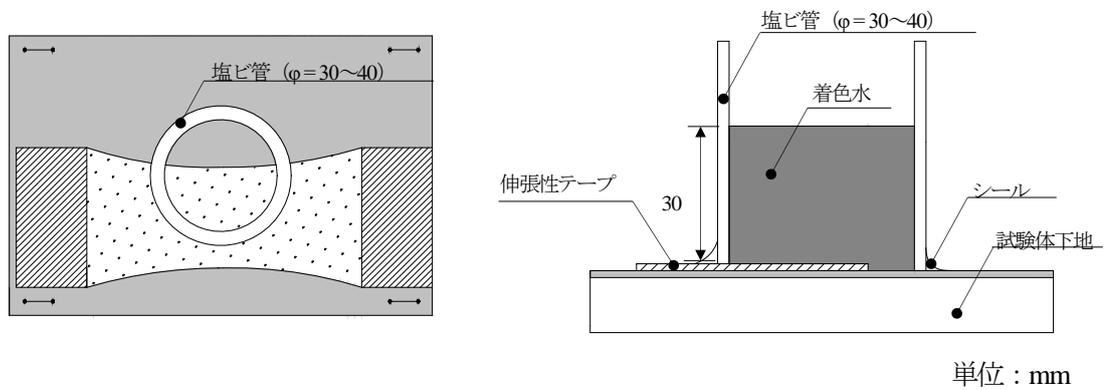


図6 防水性試験体

6. 検査

検査は、5によって試験を行い、4の規定によって合否を決定する。なお、検査は合理的な抜き取り検査方法によって行うことができる。

伸張性片面粘着防水テープ 解説

この解説は本体に規定した事柄、及びこれに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

1. 制定の趣旨

株式会社 日本住宅保証検査機構（JIO）の調査によると、木造住宅の雨水浸入部位は「外壁」と「屋根と外壁の取り合い部」を合わせると約8割を超える。これは近年、軒の出が短いもしくは無い住宅の増加に伴って外壁への雨掛かりが増え、防水材料への依存度が高い住宅になっていることが関係している。

外壁の防水材料には改質アスファルトフェルトやアスファルトフェルト 430 などのアスファルト系フェルトや外壁用透湿防水シートといった防水紙が使われ、これらには品質を定めた規格が存在する。また外壁には「屋根と外壁の取り合い部」や「外壁開口部」、「バルコニー手すり壁の上端部」、「三面交点部分のピンホール」などの複雑部位も存在する。外壁開口部には先張り防水シート、手すり壁の上端部には鞍掛けシート、各シートが立体的に取り合う部分に発生する三面交点部分や外壁貫通部には伸張性テープや立体成形品などが使用される。

外壁開口部に使用する先張り防水シート、手すり壁の上端部に使用する鞍掛けシートの品質を規定するものとしては一般社団法人日本防水材料協会規格 JWMA-A01:2021⁰⁰が制定されている。

伸張性片面粘着防水テープについては、住宅金融支援機構「2023年版 木造住宅工事仕様書 8.造作工事 8.16 バルコニー手すり 防水テープ等の止水材料、11.建具まわり工事 11.1 外部建具及び止水 11.1.4 建具まわりの止水」並びに「2023年版 枠組壁工法住宅工事仕様書 11.建具まわり造作工事 11.1 外部建具及び止水 11.1.4 建具まわりの止水」の項で防水テープと表記されている。留意事項として、三面交点はピンホールを生じやすく、雨水浸入の原因になりやすいと指摘されており、当該部位には、伸張性のある防水テープを使用することが望ましいとし、既に住宅市場では展開されている。

建具まわりの止水に使用する防水テープには、伸張性片面粘着防水テープの他にサッシ周囲に貼り付ける両面粘着防水テープがあり、この両面粘着防水テープは JIS A 6112（住宅用両面粘着防水テープ）に品質が規定されている。適用範囲は、「断熱材と外装材との間に通気層をもつ外壁標準構法に基づいた、住宅の開口部、サッシ周りなどの外装工事に使用する住宅用両面粘着防水テープについて規定する」とあり、用途の一例として、「サッシ（窓枠）と透湿防水シートを貼り合わせるために用いられる」と記述されている。本規格で品質を定める伸張性片面粘着防水テープは、この住宅用両面粘着防水テープとは粘着層が片面なのか両面なのかといった製品構成の違いや、三面交点といった立体的な箇所にてテープをシワ無く貼り付けるために必要な伸張性能を特長としている。つまり、伸張性片面粘着防水テープと住宅用両面粘着防水テープは、全く異なる用途に使用するものである。

伸張性片面粘着防水テープの貼り付け箇所として、窓台両端部、手すり壁・パラペットの上端部のコーナー部や壁当たり部、棟違い屋根の三面交点や、貫通パイプ回りがあり、伸張性があり縮み戻りが少ないものであれば防水紙に密着され、確実に防水性が確保される。

また三面交点や貫通パイプ回りに確実に密着させるには、防水テープを伸張させながら押し込んで圧着する必要があるため、両面粘着防水テープのように表面側（押し込む側）も粘着層の場合は手などに粘着材が付着して作業性が低下してしまうことから、粘着層は片面であることが望ましい。

従って三面交点部分や外壁貫通部などの複雑部位には伸張性があり、かつ貼り合わせた後に圧着しやすい伸張性片面防水粘着テープが推奨される。しかし、これまで伸張性片面粘着防水テープの品質を規定する公的規格が無かった。そこで、一般社団法人日本防水材料協会 アスファルト防水部会住宅防水分科会は伸張性片面粘着防水テープ（以下、伸張性テープ）の基本的性能を定めるためにこの規格を制定した。

2. 主な規定項目の内容

2.1 適用範囲（本体の1.） 窓台両端部の三面交点や、手すり壁・パラペットの先端部のコーナー部や壁当たり部の三面交点、貫通パイプ回り、屋根下葺材の三面交点等に用いる伸張性テープに適用する。

2.2 種類（本体の3.） 本規格に定める伸張性テープは作業性の改善や用途によって、その材料構成は様々である。具体的には縮み戻りの少ない伸張性のある基材にゴム系粘着材等を塗布し、粘着面の反対側は非粘着処理をした構成である。

2.3 品質（本体の4.） 各試験項目の試験方法や品質値は、**JISA 6008**（合成高分子ルーフィングシート）、**JISA 6013**（改質アスファルトルーフィングシート）、**JISA 6021**（建築用塗膜防水材）、**JISA 6111**（透湿防水シート）、**JISA 6112**（住宅用両面粘着防水テープ）、**JIS K 6251**（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方）、**JIS K 6263**（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—応力緩和の求め方）、**JIS Z 0237**（粘着テープ・粘着シート試験方法）を参考に規定した。

2.4 寸法及び単位面積質量（本体の4.2） 伸張性テープの種類は本体の3. 種類に記すように様々な構成があるため、受渡当事者間の協定による、とした。寸法の測定には、**JIS B 7512** 鋼製巻尺または**JIS B 7522** 繊維製巻尺に規定される1級の巻尺を使用することとした。これらは素材の違いにより許容差が異なるため、どちらの巻尺を選択するかは受け渡し当事者間の協定により決定すればよい。

2.5 引張応力緩和（本体の5.5） 伸張性テープの品質として、施工時に伸ばされることで簡単に破断せず、貼り付け後の残存歪によりテープが剥がれてこないことが求められる。そのため引張応力緩和を試験項目として設定した。試験方法は**JIS K 6263**（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—応力緩和の求め方）と**JISA 6008**（合成高分子ルーフィングシート）を参考にした。

2.5.1 試験片 応力緩和については**JIS K 6263**（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—応力緩和の求め方）が参考になるが、試験片が短冊状のため、引張試験機に取り付けた際に取り付け部先端の歪が大きくなり、試験片自体の特性を正確に測定できなかった。そのため**JISA 6008**（合成高分子ルーフィングシート）を参考に、試験片をダンベル3号に設定した。

2.5.2 引張変形 住宅のサッシ開口部やパイプ回りの模型架台に施工した結果、最大で50%程度伸張することが分かった。そのため試験片を50%まで伸張させ、その後の応力緩和を確認することにした。なお50%伸張後の引張強度は5分間でほぼ収束値に達することを実験によって確認した。伸張後の減衰は引張応力緩和の計算式(3)から算出して確認する。

2.5.3 温度条件 温度条件は **JISA 6112**（住宅用両面粘着テープ）を参考にした。ただ低温側については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「令和4年版 公共建築木造工事標準仕様書 11章防水工事 11.4.3 施工（1）施工条件」によると、防水テープの施工は5℃未満では原則行わないとしているため、本規格では低温側の温度条件をこれに合わせた5℃とした。

2.6 せん断接着力（本体の5.6） 伸張性テープの品質として、施工時または施工後に伸ばされた状態を維持するだけのせん断接着力が求められる。試験条件は **JISA 6112**（住宅用両面粘着テープ）、**JISA 6013**（改質アスファルトルーフィングシート）を参考にした。温度条件については2.5.3 引張応力緩和と同様に設定した。

実現場では木材や透湿防水シートとの取り合いもみられるが、木材と伸張性テープが直接接触する箇所は伸張性テープが伸張されないのが対象外とした。また透湿防水シートに関しては多品種であり、表面状態が異なる。従って、それぞれ接着性に大きく影響することが予想され、一概に品質を規定することができないと判断し、本規格では対象外とした。これらのせん断接着力を規定する必要がある場合は、それぞれ受け渡事者間の協定により決定すればよいと考える。

2.7 耐熱性（本体の5.7） **JISA 6112**（住宅用両面粘着テープ）には高温時の粘着材の耐熱性を規定する試験として保持力試験があり、60℃±2℃の空気攪拌式乾燥機、又はこれと同等以上の性能をもつ装置内でSUS研磨板に貼り付けた試験片におもり（質量200g±5g）を取り付け、5分経過後のずれた距離を測定するようになっている。

一方、伸張性テープは伸張することが特長の基材を使用しているため荷重としてのおもりを取り付けると、基材自体が伸びてしまい、本来測定すべき粘着材のずれた距離を正確に測定することができない。

そのためおもりを取り付けずにSUS研磨板に貼り付けた試験片を加熱恒温器中に静置させた際の粘着層のずれた距離を測定することとした。なお養生条件は日本防水材料協会規格 JWMA-A01:2021 を参考にした。

2.8 防水性（本体の5.8） 伸張性テープに求められる防水性の品質を規定した。伸張された状態での防水性を評価するにあたり、被着体に伸張された状態で接着されている伸張性テープが十分密着され、水密性が確保されていることを確認することにした。そのために被着体と試験片にまたがるように塩ビパイプ等を立て、水頭は日本防水材料協会規格 JWMA-A01:2021 を参考にした。その他被着体との防水性について本規格では規定していないが、これは2.6 せん断接着力と同様な理由による。必要であれば、受け渡し当事者間の協定により決定すればよいと考える。